

幼児教育・保育無償化のご案内

子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。本案内をご覧いただき、認定申請書に必要事項をご記入の上、提出期限までに施設へご提出ください。

【1】無償化の概要

(1) 対象になる方

保護者のいずれもが就労等の要件(裏面【5】参照)を満たし、保育の必要性があると認定された児童

(2) 無償化月額上限額

認可外保育施設等の利用料が、月額上限額まで無償化の対象となります。給食費・通園送迎費・行事費等の経費は、保護者の負担になります。

| | | 無償化上限額 |
|----------------------------------|------|---------------|
| 3～5歳児クラスの児童 | 2号認定 | 月額 37,000 円まで |
| 0～2歳児クラス(※)の <u>市民税非課税世帯</u> の児童 | 3号認定 | 月額 42,000 円まで |

※ 0～2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日まで)の方は、課税証明書の添付が必要になる場合があります。(「申請書」表面参照)

(3) 対象となる施設・事業

対象となる認可外保育施設等は次の施設・事業となります。なお、上限額の範囲内において、複数のサービスが利用できます。

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業(預かり部分の利用料のみ)

※ 利用したいサービスが無償化の対象となるかは予め施設・事業者へご確認ください。

《注意事項》

○保育の必要性の認定基準に該当しないお子様は、無償化の対象外となります。

※ 幼児教育・保育無償化の対象外となったお子様は、令和4年度まで(令和5年3月まで)「茅ヶ崎市幼稚園類似施設就園奨励費補助金」により、所得等に応じて保育料等の一部を補助しております。申請等の詳細は、入園後に通園先を通して、ご案内させていただきます。

【2】 申請書類

保育の必要性の認定基準(裏面【5】)に該当する場合のみご提出ください。

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書

必要事項をご記入の上、保護者の印(スタンプ印不可・朱肉使用のもの)を押印してください。(きょうだいで通園している場合は、きょうだいそれぞれの「申請書」が必要になります。)

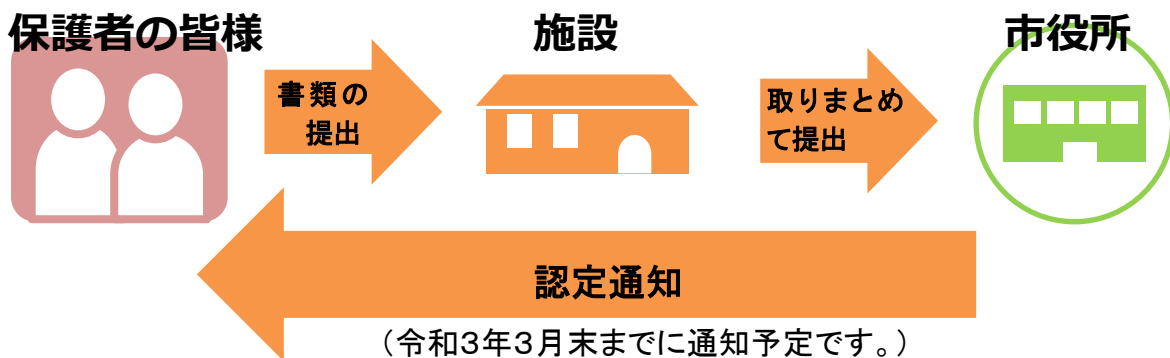
(2) 添付書類

父母それぞれ(※)の保育を必要とすることを証明する書類(裏面【5】参照)をご用意いただき、「申請書」にホチキス留めをしてください。必要な様式は、施設からお取り寄せいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。(きょうだいで通園している場合は、添付書類を下のお子様の「申請書」に添付してください。)

※ ひとり親家庭に該当する方は様式⑫「ひとり親家庭に関する申立書」をご提出ください。

【3】 申請方法

【2】の申請書類を揃えて、利用(予定)の施設にご提出ください。なお、就労状況等の変更に伴う変更申請については、直接市役所へご提出ください。



※ 審査の結果、保育の必要性が認められない時は、申請却下となりますので予めご了承ください。

【4】 提出期限

令和 年 月 日()までにご提出ください。

【市ホームページ】

トップページ > くらし > 子育て

> 幼稚園 > 幼児教育無償化(認可外保育施設(幼稚園類似施設))

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/youchien/1035529.html>

【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 子育て支援課 子育て推進担当

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電話 0467-82-1111 内線2161~2

～お問い合わせの際は「利用(予定)の施設名」をお伝えください～

